

# 長門市景観計画

「概要版」

2019(平成31)年3月  
長門市



# 1 景観計画の策定にあたって

## ■ 背景

本市には、湯本地区や俵山地区などの歴史のある温泉街や北長門海岸国定公園などの自然環境、東後畑棚田やため池等の一体的な農業の風景等、市の象徴となっている風景や資源が多数存在しており、私たちの日々の暮らしを豊かにしてくれています。さらに、これらの風景や資源は、日常生活のみならず、観光資源として長門市を支える重要な要素となっており、長門市の景観として一体的に維持・形成を図ることが求められています。

本市は、平成 28 年 4 月 1 日に景観行政団体となり、平成 29 年 3 月に長門湯本地区景観計画を策定するなど、景観法を活用した景観まちづくりを推進しています。また、湯本地区は国土交通省による良好な景観資源の保全・活用による都市の魅力向上、地域活性化を図る事業を行う「景観まちづくり刷新モデル地区」に指定されており、景観資源の保全・活用によるまちづくりの推進が期待されています。

今後は、本市全体のめざすべき将来の景観のあり方を明確化し、地域で大切に守られてきた景観特性を十分に活かした長門市らしい良好な景観まちづくりの実現を目的とし、「長門市景観計画（以下、「景観計画」）」を策定します。

# 2 景観まちづくりの基本方針

## ■ 長門市景観計画のテーマ

本市では、北長門海岸国定公園のダイナミックな外海と穏やかな内海、花尾山・天井ヶ岳、深川川などの自然の恵み、そこで営まれてきた人々の暮らしが息づく集落や温泉郷、市街地など、四季を通じて美しい景観を目にすることができます。このような景観は、自然、時間、人々の営みによって生み出されたものであり、金子みすゞをはじめとする文化人の詩や絵画に描かれ、長門固有の景観として、市民や来訪者の心に刻まれています。

しかし、「仙崎八景」をはじめとする長門ならではの特色ある景観は、時代の経過とともに埋もれ見えなくなったもの、失われつつあるもの、形を変えて残ったものもあります。

そこで、本計画では、以下をテーマとして設定し、自然や歴史・文化、人々の暮らしに根ざした景観まちづくりを進めることによって、ふるさとへの愛着や誇りを醸成するとともに、地域の活力を創出し、長門のブランドイメージを高めていくことを目指します。

### 長門市景観計画のテーマ

自然の彩りと人々の暮らしがつむぐふるさとの風景を  
未来につなぐ景観まちづくり

## ■ 景観まちづくりの4つの目標と基本方針

### 目標1 豊饒の海と大地を守り、次世代につなぐ景観まちづくり

- ＜方針 1.1＞長門の海、山、川の自然景観の保全
- ＜方針 1.2＞良好な景観を阻害している要素の改善
- ＜方針 1.3＞四季や時間の移ろいを活かした景観の創出



妙見山展望公園からの景観



深川川（音信川）（湯本）



青海島の夕暮れ

### 目標2 まちの個性や回遊性を高める景観まちづくり

- ＜方針 2.1＞顔となる拠点景観の形成
- ＜方針 2.2＞回遊したくなる沿道景観の形成
- ＜方針 2.3＞景観を楽しむことのできる視点場や身近な景観資源の保全・活用
- ＜方針 2.4＞五感を大切に景観の形成



長門市駅周辺



温泉地のまちなみ（俵山地区）



千畳敷からの眺望

### 目標3 歴史・文化や暮らしに根ざした景観まちづくり

- ＜方針 3.1＞長門の歴史や文化を物語る景観の形成
- ＜方針 3.2＞海、里山、田園と一体となった集落景観の保全



大寧寺（湯本）



東後畑棚田（油谷）



漁村集落（通）

### 目標4 住民、企業、行政の知恵や工夫による景観まちづくり

- ＜方針 4.1＞景観まちづくりへの意識向上
- ＜方針 4.2＞住民、企業、行政の協働による推進体制づくり



センザキッチンでの総合的な学習  
（深川小学校）



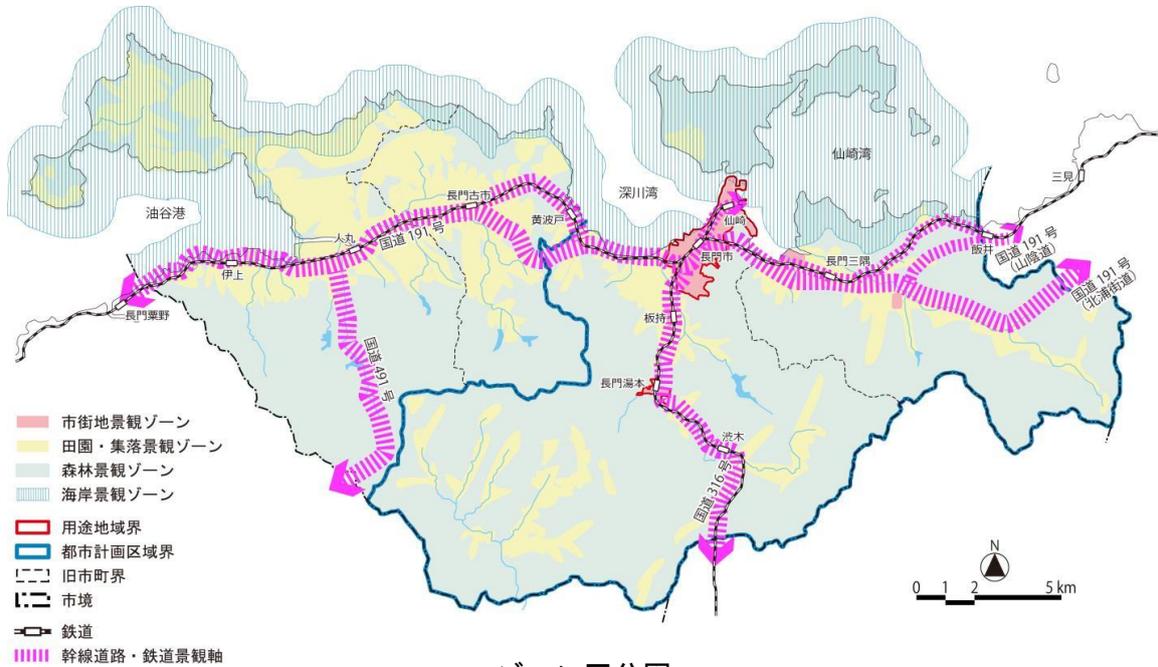
道路を使った社会実験（湯本）



まちづくり協議会主催による「町並みを  
楽しむイベント」（日置上）

### 3 ゾーン別景観まちづくり方針

市全域を景観計画区域とし、「市街地景観ゾーン」、「田園・集落景観ゾーン」、「森林景観ゾーン」のゾーンに区分します。沿岸部においては、上記のゾーンに上乗せして、「海岸景観ゾーン」を設定します。また、本市の景観の重要な軸となっている「幹線道路沿道・鉄道沿線景観軸」も合わせ、5つのゾーン及び軸について、景観まちづくり方針を定めます。

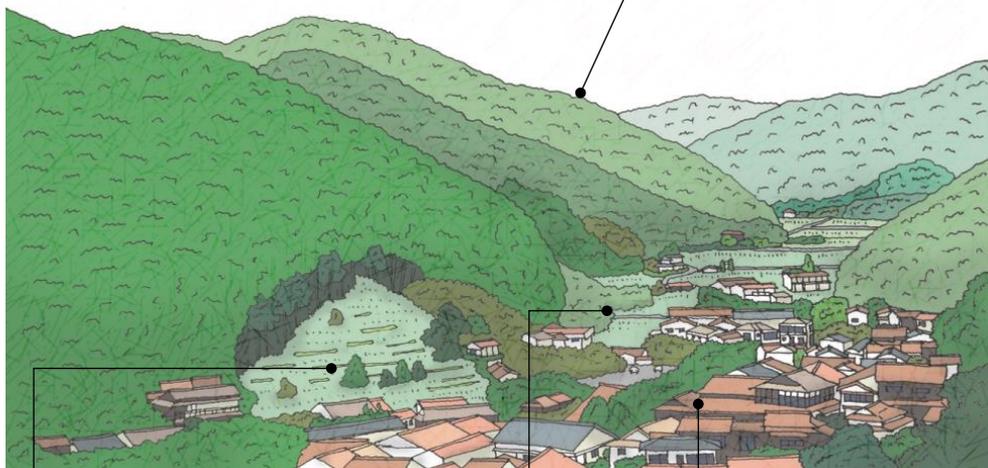


#### 森林景観ゾーン

背景となる山並みや緑の輪郭線となる山の稜線の保全及び豊かな自然環境の保全などにより、美しい森林景観の保全・活用を目指します。

- ・ 建築物や工作物、開発行為等の適切な誘導による山の稜線の保全
- ・ 高山や花尾山、妙見山などの優れた眺めを望むことができる視点場の確保（電線・電柱類、屋外広告物等、眺望を妨げる要因の改善）
- ・ 自然散策路等の整備など自然を楽しむことのできる場としての積極的な活用

・ 野生生物生息域の保全



・ 樹林地の適切な維持管理

・ 道路や散策路に繁茂する雑草等の適切な維持管理やアクセスマップ等の情報発信

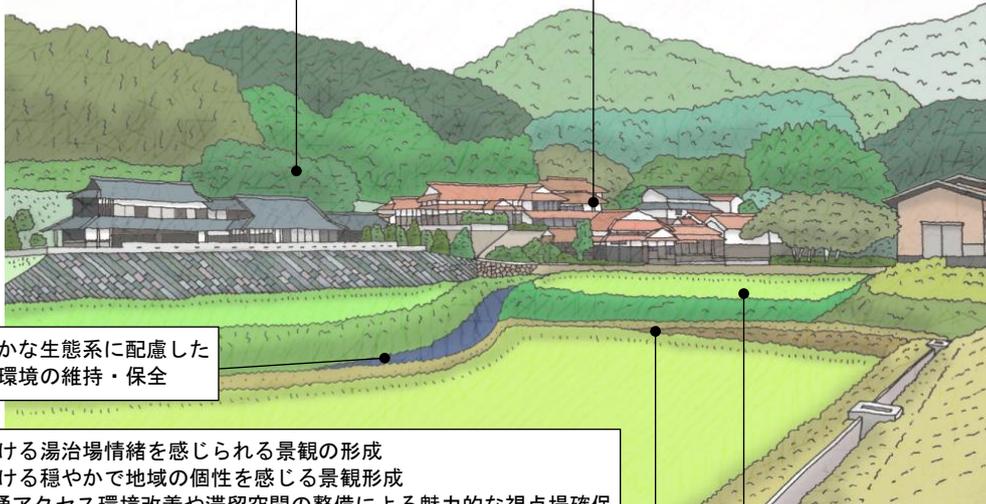
・ 背後の里山や農地、樹林地の保全による緑豊かで穏やかな山間集落景観の保全・継承

## 田園・集落景観ゾーン

深川川や深田ため池などの河川・ため池環境の保全とともに、建築物等の適切な誘導を図るなど、石州瓦の民家が建ち並び、美しい田園集落景観の保全・継承を目指します。

- ・視点場周辺で雑木の適切な維持管理
- ・地域のシンボルとなっている歴史文化資源や樹木の保全

- ・石州瓦の民家が建ち並び田園集落での建築物や工作物、擁壁などの誘導



- ・ホタル等の豊かな生態系に配慮した河川・ため池環境の維持・保全

- ・依山地区における湯治場情緒を感じられる景観の形成
- ・支所周辺における穏やかで地域の個性を感じる景観形成
- ・視点場への交通アクセス環境改善や滞留空間の整備による魅力的な視点場確保
- ・現在では見えなくなった過去の風景や情景の可視化
- ・伝統的な文化行事や祭礼などの継承
- ・遊休農地における農業施策政策との連携した多面的活用及び持続可能な生産環境の形成
- ・棚田景観の保全と生産の場としての有効活用

- ・畦道、集落内道路を活かした回遊路の確保

- ・農地や畦を活かした季節感の演出（レンゲ畑、菜の花、ひまわり）

## 市街地景観ゾーン

本市の中心拠点である JR 長門市駅周辺などの拠点において、建築物や屋外広告物等の適切な誘導を図るなど、風格やにぎわいを感じられる景観の保全・形成を目指します。

- ・地域のシンボリックな建造物や樹木などの保全

- ・高台、橋梁、港などにおける視点場を活かした憩い空間の確保

- ・山並みや海への眺望を遮らない建築物、工作物の誘導



- ・屋外広告物など景観阻害要因の改善
- ・道路・歩行者空間の修景整備
- ・過去の風景などを可視化する情報案内板等の設置
- ・散歩道の設定や四季折々の花や樹木の植栽の設置
- ・緑豊かな住宅地景観の形成（宅地周りの緑化など）

- ・遠景のやまなみ、海への眺望を遮らない建築物、工作物の誘導

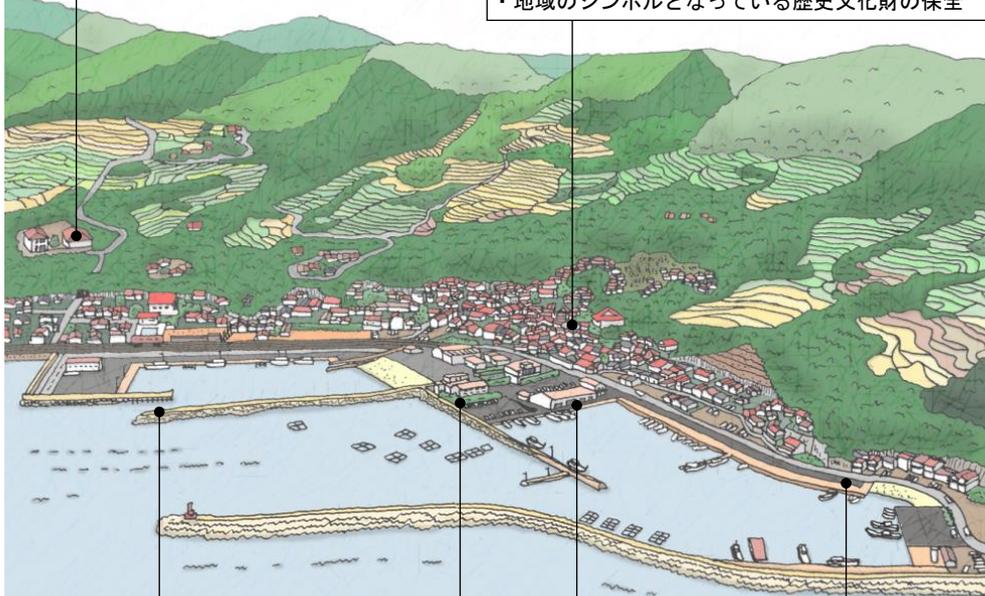
- ・彩りや季節感を感じられる公共空間の形成
- ・伝統的な文化行事や祭礼の継承

## 海岸景観ゾーン

多様な自然環境が織りなす美しい海岸線の保全を図るとともに、建築物や工作物等の適切な誘導を図り、日本海に広がるパノラマ景観及び漁村集落景観の保全・形成を目指します。

・遠景のやまなみ、海への眺望を遮らない建築物の誘導

・集落内道路や海岸通りを活かした景観を楽しめる回遊ルートの形成  
・漁村独自の集落景観の保全  
・地域のシンボルとなっている歴史文化財の保全



・地域や企業、ボランティアとの協働による海岸の美化

・良好な視点を活かした景観を楽しむ場の整備

・港、市場等を活用した朝市など、交流体験の場の創出

・海への眺望を阻害する工作物の抑制や堆積物の配慮

・砂浜、岩礁、松林など多様で美しい海岸景観の保全  
・魚介類、野鳥、海藻、海浜植物等水産資源や生物環境の保全  
・周辺集落と調和した建築物・工作物の誘導  
・伝統的な文化行事の継承

## 幹線道路沿道・鉄道沿線景観軸

道路からの眺めに配慮した建築物等の適切な誘導を図るとともに、街路樹・街路灯の配置、案内板デザインの統一など回遊ルートにふさわしい沿道沿線景観の形成を目指します。

・残地等を活用した休憩スポットの設置

・地域や企業、ボランティアと連携した沿道樹木の適切な維持管理

・周辺の自然環境に調和した公共施設（道路、道路付帯施設）の修景



・回遊ルートにふさわしい道路景観の形成（街路樹、街路灯、標識・案内板のデザインの工夫）

・建築物や工作物、屋外広告物、土石・廃棄物の堆積等の適切な誘導  
・地域の景観資源をつなぐ散歩道の設定や地域の特徴に応じた修景

## 5 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

### ■ 地域区分の考え方

本市では、一定規模以上の行為に対して、景観形成を図る上での最低限守るべきルールを定める「一般地域」と、地区の特性に応じたきめ細やかなルールを定める「景観形成重点地区」及び「景観形成重点地区（候補）」に区分します。

区分	区分の考え方	対象範囲
一般地域	景観に影響を与える恐れのある一定規模以上の行為に対して、景観形成を図る上での最低限守るべきルールを設けます。	市全域
景観形成重点地区	景観形成重点地区では、一般地域のルールとは別に、 <b>地区毎の景観特性に合わせた、きめ細やかなルール</b> を設けます。	湯本地区
景観形成重点地区（候補）	景観形成重点地区（候補）では、地区住民等との合意形成を図りながら、 <b>地区毎の景観特性に合わせた、きめ細やかな景観形成に向けた取組み</b> を検討します。	俵山地区 油谷東後畑棚田周辺地区 仙崎みすゞ通り周辺地区

### ■ 届出対象行為と規模

本市の良好な景観形成のため、届出対象行為及び景観形成基準を定めます。以下の対象行為及び対象規模に該当する行為は、行為の着手前に、景観法に基づく届出が必要となります。

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれかに該当するもの               <ol style="list-style-type: none"> <li>①高さが13mを超えるもの</li> <li>②地上階数が3以上のもの</li> <li>③延床面積が500㎡を超えるもの</li> </ol> </li> <li>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更は、上記の建築物で、外観に係る見付面積の合計が全体の見付面積の1/2以上のもの</li> </ul>
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>【煙突】：高さが6mを超えるもの</li> <li>【鉄塔等】：高さが15mを超えるもの</li> <li>【広告塔類】：高さが4mを超えるもの</li> <li>【高架水槽等】：高さが8mを超えるもの</li> <li>【擁壁】：高さが2mを超えるもの</li> <li>【プラント等】：高さが13mを超えるもの又は築造面積が500㎡を超えるもの</li> <li>【太陽光発電施設】：築造面積1,000㎡以上</li> <li>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更は、上記の工作物で、外観に係る見付面積の合計が全体の見付面積の1/2以上のもの</li> </ul>
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為に係る土地の面積が1,000㎡以上のもの</li> </ul>
木竹の植栽又は伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該変更に係る部分の土地の面積の合計が1,000㎡以上のもの</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ5mを超えるもの、又は対象面積が1,000㎡以上のもの（堆積期間が30日を超えるものに限る）</li> </ul>
水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域が1,000㎡以上のもの</li> </ul>

## ■景観形成基準

以下の通り、最低限守るべきルールとして、景観形成基準を定めます。建築物については、「森林景観ゾーン」、  
岸景観ゾーン」については、上記3つのゾーンの基準に加え、「海岸景観ゾーン」の基準を追加します。

区分	森林景観ゾーン	田園・集落景観ゾーン
基本事項	・ゾーン別景観まちづくり方針に沿った景観形成に配慮する。	
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟化や道路との境界部分に十分なオープンスペースを確保するなど、周辺に圧迫感を与えないような配置とする。</li> <li>・樹林地や河川等の自然環境の保全に配慮した配置とする。</li> <li>・優れた眺望を有する視点場からの眺望を妨げないように配慮する。</li> <li>・歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背景となる山並みの稜線や眺望に配慮し、できるかぎり高さを抑える。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域固有の伝統的な建築様式等と調和した形態となるように配慮する。</li> <li>・勾配屋根を設置するなど、背景となる山並みや周辺の田園、建築物との調和に配慮する。</li> <li>・石州瓦など地域の優れた素材や自然素材をできるかぎり活用する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶系色や無彩色等の彩度の低い落ち着いた色彩を基調とし、背景の緑や自然景観に溶け込むような配色に努める。</li> <li>・地域固有の色彩に配慮した配色とする。</li> </ul>
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存樹木の保全と活用に努める。</li> <li>・道路からの見え方に配慮し、生垣や植栽帯などを設置するなど敷地内の緑化及びメンテナンスに努める。</li> <li>・柵や塀、門等は、当該建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>・駐車場などは、通りから見えにくい配置や目隠しの設置など周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
その他	・建築物に付帯する建築設備等については、当該建築物や周辺景観と調和するように位置や意匠、色彩に配慮する。	

「田園・集落景観ゾーン」、「市街地景観ゾーン」の3つのゾーンの景観特性に応じた景観形成基準を定めます。「海

市街地景観ゾーン	海岸景観ゾーン
・ゾーン別景観まちづくり方針に沿った景観形成に配慮する。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟化や道路との境界部分に十分なオープンスペースを確保するなど、周辺に圧迫感を与えないような配置とする。</li> <li>・優れた眺望を有する視点場からの眺望を妨げないように配慮する。</li> <li>・歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な道路や河川、海岸などからの外海や内海への眺めを阻害しない配置とする。</li> <li>・海際や船上から見渡すことのできる奇岩や背景となる緑への眺めを阻害しない配置とする。</li> <li>・外海や内海への眺めを楽しめる視点場の設置に努める。</li> </ul>
—	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業地では、低層部を明るく開放感のある意匠とするなど、歩いて楽しめるまちなみの形成に努める。</li> <li>・道路に面するオープンスペースは、まちなみや歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体性のある意匠とするよう努める。</li> <li>・住宅地では、周辺から突出した奇抜なものは避ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁村集落では、地域固有の建築様式に配慮し、勾配屋根を設置するなど、周辺の景観との調和を図る。</li> <li>・石州瓦など地域の優れた素材や自然素材をできるかぎり活用する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・彩度の低い落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>・地域固有の色彩に配慮した配色とする。</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存樹木の保全と活用に努める。</li> <li>・道路からの見え方に配慮し、生垣や植栽帯などを設置するなど敷地内の緑化及びメンテナンスに努める。</li> <li>・柵や塀、門等は、当該建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>・駐車場などは、通りから見えにくい配置や目隠しの設置など周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>	—
・建築物に付帯する建築設備等については、当該建築物や周辺景観と調和するように位置や意匠、色彩に配慮する。	

### ■景観形成基準に基づいた景観形成のイメージ

【配置】  
適度な分棟化と植栽の配置により圧迫感の軽減を図っている  
(深川小学校)



【配置】  
仙崎湾を眺めながら休憩できる滞留スペースの設置  
(センザキッチン)



【形態意匠】  
勾配屋根の家屋で構成された田園集落  
(三隅)



【色彩】  
落ち着いた色彩を基調とした建築物  
(ラポールゆや)



○全ゾーン共通（工作物・開発行為等）

区分		景観形成基準
工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界部分に十分なオープンスペースを確保するなど周辺に圧迫感を与えないような配置とする。</li> <li>優れた眺望を有する視点場からの眺望を妨げないように配慮する。</li> <li>歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>背景となる山並みの稜線に配慮し、できるかぎり高さを抑える。</li> <li>周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。</li> </ul>
	形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮する。</li> <li>通り等からの見え方において、緑化するなどボリューム感の軽減に努め、圧迫感や閉塞感を感じさせないように配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>彩度の低い落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存樹木の保全に努める。</li> <li>道路からの見え方に配慮し、花壇や植栽帯を設置するなど敷地内の緑化及びメンテナンスに努める。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>付帯する建築設備等については、当該建築物や周辺景観と調和するよう位置や意匠、色彩に配慮する。</li> </ul>
開発行為及び土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発後の状態が、周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> <li>既存の地形を活かし、できるかぎり長大なり面や高い擁壁が生じないように配慮する。</li> <li>のり面が生じる場合に、圧迫感を与えないよう緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化に配慮する。</li> <li>通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。</li> </ul>	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のシンボルとなっている樹木の保全と活用に努める。</li> <li>できるかぎり伐採の面積は最小限とし、行為後には地域に生育する樹木の植栽など景観の復元に努める。</li> <li>通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。</li> <li>森林保全や竹林の対策などで必要な場合には、上記は該当しないものとする。</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。</li> <li>堆積等の面積は最小限に留め、できるかぎり高さを抑える。</li> </ul>	
水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>水面の埋め立て又は干拓はできるかぎり行わないこととし、保全と活用に努める。</li> <li>護岸等が生じる場合、形態、素材、在来種の植栽など周辺の自然景観との調和に配慮する。</li> </ul>	

## 6 湯本地区の景観まちづくり（景観形成重点地区）

湯本地区を景観形成重点地区に位置付け、景観まちづくりを推進します。詳細については、「長門湯本温泉景観ガイドライン」をご覧ください。

### ■景観まちづくりの基本目標

湯本地区は、市街地から南に位置し、緑豊かな山に囲まれ、中心部には表情豊かな深川川（音信川）が流れる美しい温泉街の街並みが形成されている地区です。

これらの景観を保全し、次世代へと継承していくために、以下を基本目標とし、湯本地区における景観まちづくりを推進します。

**深川川（音信川）をはじめとした自然資源の風情を活かしながら、賑わいと潤いが調和した景観の形成を目指します。**

### ■景観まちづくりの基本方針

- ＜方針1＞ 自然資源を活かした景観まちづくり
- ＜方針2＞ 歴史・文化を活かした景観まちづくり
- ＜方針3＞ 新たなまちなみの創出による景観まちづくり
- ＜方針4＞ 湯本地区の特性をふまえた、市民との協働による継続的な景観まちづくり



急峻な山に囲まれたまちなみ



温泉街のまちなみ（夜間照明）



大寧寺

### ■届出対象行為と規模

行為の種類	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	すべての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積が1,000㎡以上のもの
木竹の植栽又は伐採	当該変更に係る部分の土地の面積の合計が1,000㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ5mを超えるもの、又は対象面積が1,000㎡以上のもの (堆積期間が30日を超えるものに限る)

## ■ 景観形成基準

### ○ 全体

区分		景観形成基準
基本事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>「良好な景観の形成に関する方針」の内容を基本とし、周辺の景観と調和した景観形成に努める。</li> </ul>
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路や公園など公共用地との境界を考慮し、その位置関係に配慮する。</li> <li>隣接地の状況をふまえ、適切な配置に努める。</li> <li>歴史的な建造物など優れた景観資源の周辺においては、その位置関係に配慮する。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の良好な眺望を妨げないよう配慮する。</li> <li>山並みの稜線などに配慮した高さとする。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の建築物などとの調和に配慮し、圧迫感や威圧感を与えない形態とする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和する落ち着いたある色彩を基調とし、高明度、高彩度の色は避ける。</li> </ul>
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上工作物の色彩は、当該建築物および周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路や公園など公共用地との境界を考慮し、その位置関係に配慮する。</li> <li>隣接地の状況をふまえ、適切な配置に努める。</li> <li>歴史的な建造物など優れた景観資源の周辺においては、その位置関係に配慮する。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の良好な眺望を妨げないよう配慮する。</li> <li>山並みの稜線などに配慮した高さとする。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の建築物などとの調和に配慮し、圧迫感や威圧感を与えない形態とする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和する落ち着いたある色彩を基調とし、高明度、高彩度の色は避ける。</li> </ul>
開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>開発後の状態が、周辺の景観と調和するよう努める。</li> <li>既存の地形を活かし、できるかぎり長大なのり面や高い擁壁が生じないように配慮する。</li> <li>のり面が生じる場合に、圧迫感を与えないよう緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化に配慮する。</li> <li>通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。</li> </ul>
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のシンボルとなっている樹木の保全・活用に努める。</li> <li>できるかぎり伐採の面積は最小限とし、行為後には地域に生育する樹木の植栽など景観の復元に努める。</li> <li>通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。</li> <li>森林保全や竹林の対策などで必要な場合には、上記は該当しないものとする。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。</li> <li>堆積等の面積は最小限に留め、できるかぎり高さを抑える。</li> </ul>

○建築物規模別

<2階建て以下の規模の小さな建物>

区分		推奨ルール	最低限守るルール
建築物	屋根形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>2方向以上に勾配のある屋根とし、軒の出を確保する。</li> <li>屋根勾配は周囲のまちなみに調和させる。</li> </ul>	
	屋根材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤瓦の瓦屋根を基本とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤瓦以外を採用する場合は、屋根の色彩は黒又はグレーとする。</li> </ul>
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>川に対して開放的な設えとする。</li> <li>木製建具、戸袋、窓枠、手摺、高欄、霧除け庇など積極的に木質化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルミサッシュなどを採用する場合は、建具の色彩は外壁などと調和するグレーや濃茶等とする。</li> </ul>
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>板張、塗壁など自然素材を積極的に活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の素材を用いる場合、色彩は自然素材が経年美化した色調である、白、ベージュ(聚楽系)、グレー、濃茶などのアースカラーとする。</li> </ul>
	シャッター	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間や休日の店舗等を閉鎖的に見せないため、建具、ショーウィンドウ、透過可能なシャッター等を使用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎧戸シャッターの新規設置は避ける。</li> </ul>
	店構え	<ul style="list-style-type: none"> <li>下屋庇やオーニングの設置、デッキテラスの設置、おもてなし表現などにより人を迎える構えとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正面を覆う看板建築は避ける。</li> </ul>
	設備機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備機器を通りに露出させない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに露出する場合は、木製の柵などで隠すか色彩を濃茶とする。</li> </ul>
	サイン看板	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイン・看板は、過度な大きさ・掲出数を避ける。</li> <li>サイン・看板は自然素材(木板・陶板・鉄板等)を積極的に活用する。</li> <li>のれんやのぼりの意匠に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の誘導看板の設置は避ける。</li> <li>内照式看板の設置は避ける。</li> <li>色彩は原色や高彩度色は避ける。</li> </ul>
工作物	車庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>納屋と一体となった車庫を継承する。</li> <li>車庫の外壁は板張りを基本とする。</li> <li>開口部には木製扉を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車庫にシャッターを用いる場合は濃茶などの色彩とする。</li> <li>屋根の色彩は黒又はグレーとする。</li> <li>カーポートを設置する場合は通りに露出させない。</li> </ul>
	付属屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区の特性に合った付属屋の設えを継承する。</li> <li>外壁は板張りを基本とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の色彩は黒又はグレーとする。</li> <li>既製品の物置等は通りに露出させない。</li> </ul>
夜間照明		<ul style="list-style-type: none"> <li>外観について行う照明は電球色を基本とする。</li> <li>道や広場に面した樹木、まちのシンボルは、できるかぎりライトアップに努める。</li> </ul>	—
敷地境界		<ul style="list-style-type: none"> <li>地区の特性に合った塀垣、門、擁壁、前庭の設えを継承する。</li> <li>まちなみの連続性が途切れている箇所には、積極的に塀・垣を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金網フェンスやブロック塀の新規設置は避ける。</li> </ul>
駐車場		<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車している車を通りに露出させない。</li> </ul>	

<3階建て以上の規模の大きな建物>

区分		推奨ルール	最低限守るルール
建築物	建築規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建物の高さや配置は周囲の建物の川への眺望を妨げないよう配慮する。</li> <li>• 建物のボリューム感を緩和するよう配慮する。</li> <li>• 建物の高さを沿道のまちなみに馴染ませるよう配慮する。</li> <li>• 連続する壁面を分節し、まちなみに馴染ませるよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建物の高さや配置は周囲の建物の川への眺望を妨げないよう配慮する。</li> <li>• 建物のボリューム感を緩和するよう配慮する。</li> <li>• 建物の高さを沿道のまちなみに馴染ませるよう配慮する。</li> <li>• 連続する壁面を分節し、まちなみに馴染ませるよう配慮する。</li> </ul>
	開口部	• 川への眺望を楽しむ文化が生み出してきた温泉街の風情を継承する。	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 単調な外壁の意匠は避け、温泉街の風情を感じる豊かな建物の表情とする。</li> <li>• 外壁の色彩は自然素材が経年美化した色調である、白、ベージュ（聚楽系）、グレー、濃茶などのアースカラーとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 単調な外壁の意匠は避け、温泉街の風情を感じる豊かな建物の表情とする。</li> <li>• 外壁の色彩は自然素材が経年美化した色調である、白、ベージュ（聚楽系）、グレー、濃茶などのアースカラーとする。</li> </ul>
	屋根	• 赤瓦以外を採用する場合は、屋根の色彩は黒又はグレーとする。	
	設備機器	• 設備機器を通りに露出させない。	• 通りに露出する場合は、木製の柵などで隠すか色彩を濃茶とする。
	サイン看板	• サイン・看板は、過度な大きさ・掲出数を避ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業所の誘導看板の設置は避ける。</li> <li>• 内照式看板の設置は避ける。</li> <li>• 色彩は原色や高彩度色は避ける。</li> </ul>
夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外観について行う照明は電球色を基本とする。</li> <li>• 道や広場に面した樹木、まちのシンボルは、できるかぎりライトアップに努める。</li> </ul>	—	
敷地境界	• 板塀や石塀、門、生垣や庭園などによる上質なまちなみを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金網フェンスやブロック塀の新規設置は避ける。</li> <li>• コンクリート擁壁の露出は避ける。</li> </ul>	
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 駐車している車を通りに露出させない。</li> <li>• 駐車場の入口は集約し、幅は最小限とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 駐車している車を通りに露出させない。</li> <li>• 駐車場の入口は集約し、幅は最小限とする。</li> </ul>	

- ・ 赤瓦の2方向以上の勾配屋根
- ・ 周囲のまちなみに調和した勾配屋根

- ・ 沿道のまちなみに馴染む高さ
- ・ ボリューム感の緩和への配慮

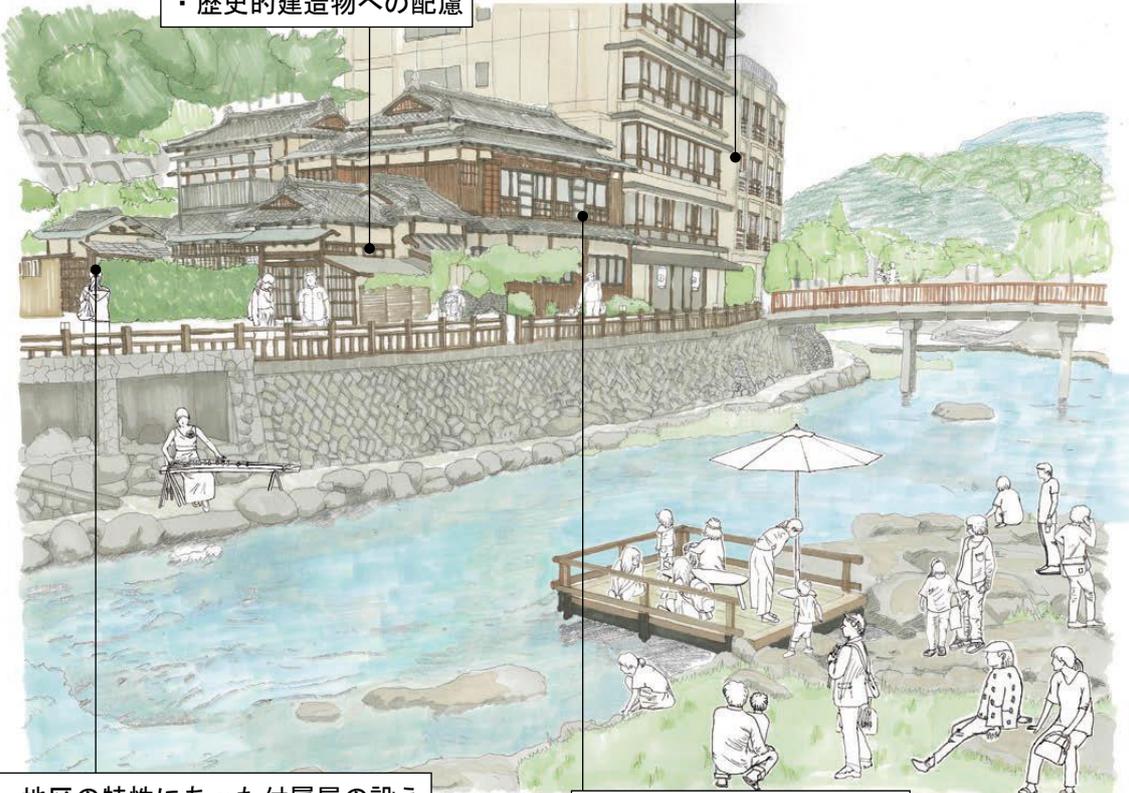
- ・ アースカラーを用いた外壁



- ・ 柵の設置など駐車場を通りに露出させない工夫
- ・ 自然素材等を用いた塀の設置

- ・ 壁面の分節によるまちなみへの配慮
- ・ アースカラーを用いた外壁
- ・ 川への眺望を楽しむ工夫

- ・ 塀垣等の設えの継承
- ・ 歴史的建造物への配慮



- ・ 地区の特性にあった付属屋の設え
- ・ 板張りの外壁

- ・ 川に対して開放的な設え

